

採取場所：水質監視槽出口

- ※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。
- ※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。
- ※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。
- ※4 検査試料採取日「令和 8年 7月 1日」、検査結果確定日「令和 8年 7月24日」のものです。
- ※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平12 総・厚3)「維持管理の基準」に定める排水基準値です。
- ※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。